|  |
| --- |
| ○青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱 |

青梅市協働事業市民推進委員会設置要綱

平成20年12月１日

実施

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 改正 | 平成22年４月１日 | 平成23年４月１日 |  |
|  |  | 平成25年４月１日 |  |  |

１　設置

青梅市における市民活動団体等との協働事業の推進に関する指針（平成20年４月１日実施。以下「指針」という。）にもとづき協働の在り方や協働事業の実施結果等について市民等に意見を求めるため、指針第７項に規定する青梅市協働事業市民推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(１)　青梅市（以下「市」という。）と市民活動団体等との協働事業の在り方等協働の推進について協議し、その結果を青梅市市民協働事業推進会議（以下「推進会議」という。）へ報告すること。

(２)　市における市民活動団体等との協働事業の実施結果について評価を実施し、推進会議へ報告すること。

(３)　その他協働事業推進に関し必要な事項について協議し、推進会議に報告すること。

３　組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(１)　社会福祉協議会関係者　２人

(２)　指針第２項第２号に掲げる、特定非営利活動法人、ボランティア団体および地縁団体の代表者　５人以内

(３)　公募委員　３人以内

４　任期

(１)　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(２)　委員の再任は、妨げない。ただし、在任期間は、特に必要とされる場合を除き、６年以内とする。

５　委員長

(１)　委員会に委員長を置く。

(２)　委員長は、委員が互選する。

(３)　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(４)　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

６　委員会

(１)　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(２)　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(３)　委員会の会議は、公開とする。

７　謝礼金

委員には、予算の範囲内において謝礼金を支給する。

８　庶務

委員会の庶務は、市民活動推進担当課が処理する。

９　その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

10　実施期日

この要綱は、平成20年12月１日から実施する。

11　経過措置

(１)　この要綱の一部改正は、平成22年４月１日から実施する。

(２)　この要綱の一部改正は、平成23年４月１日から実施する。

(３)　この要綱の一部改正は、平成25年４月１日から実施する。